

違反者講習通知書

年 月 日

住 所

殿

公安委員会 印

道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる違反者講習を下記のとおり実施いたしますので通知します。

なお、違反者講習は、この通知を受けてから1か月以内に限って受けることができます。やむを得ない理由なく違反者講習を受けない場合は、運転免許の効力の停止を受けることとなります。

違反者講習を行う理由	
違反者講習の日時、場所	
備 考	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番又はおおむね縦10センチメートル横21センチメートルとする。